

社団法人 大阪府臨床検査技師会定款

昭和 60 年 12 月 25 日 制定
平成 15 年 7 月 30 日 一部改正
平成 21 年 5 月 22 日 一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人大阪府臨床検査技師会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪市におく。

(目 的)

第 3 条 この法人は、臨床検査技師および衛生検査技師の学術技能の研さんを行い、併せて、地域医療および公衆衛生の向上を図り、もって府民の健康の保持、増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨床検査および衛生検査に関する学会、講習会等の開催
- (2) 会報の発行
- (3) 地域保健事業への協力
- (4) 検査精度管理に関する調査、研究および指導
- (5) 会員の福利および相互扶助に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 臨床検査技師または衛生検査技師の資格を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労があった者または学識経験者で、理事会の推薦に基づき総会の承認を得た者

(入 会)

第 6 条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金および会費の納入)

第 7 条 正会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき、または解散したとき
- (2) 正当な理由なく会費を一年以上滞納し、かつ、催促に応じないとき

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において総正会員数の 3 分の 2 以上の議決により、除名することができる。

この場合において、当該総会で、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉をき損したとき
- (2) この法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第 10 条 会員がすでに納入した入会金、会費、賛助会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 3 章 役 員 等

(種別および選任)

第 11 条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名

- (3) 常務理事 2名
- (4) 理事 12名以上18名以内(会長・副会長および常務理事を含む)
- (5) 監事 2名

- 2. 常務理事を除く役員は、総会において選任する。
- 3. 常務理事は、理事の互選によって選任する。
- 4. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3. 常務理事は、常務を分掌し、処理する。
- 4. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 2. 役員は、再任されることができる。
- 3. 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により解任することができる。この場合において、当該総会でその役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(顧問)

第15条 この法人に、顧問をおくことができる。

- 2. 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3. 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を具申する。

第4章 総会

(種別)

第16条 総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第18条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎年3月および年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 総正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 民法第59条第4号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第20条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2. 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、正会員および理事に対し、少なくとも開催の日の5日前までに議案内容、日時、場所を文書をもって、通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。

(定足数)

第22条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項の場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における第2条の規定の適用については、当該正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席正会員数および氏名(書面表決者および表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要およびその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長および出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第28条 理事会は、会長が必要と認めるとき、または理事の総数の3分の1以上から会議目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、理事の総数3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときには、14日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定数等)

第31条 理事会には、第22条から第25条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「出席正会員数および氏名」とあるのは「出席理事の氏名」と読み替えるものとする。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第33条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第34条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第35条 この法人の事業計画および予算は、会長が作成し、年度開始前に総会の承認を得なければならない。
(事業状況報告および決算)

第36条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2ヵ月以内に、事業状況報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局の職員は、会長が任免する。

3. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において、総正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第41条 この法人を解散するには、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび2項第2号の規定によるほか、総会において総正会員数の3分の2以上の同意を得なければならない。

2. 解散のときに有する残余財産は、総会の議決を経、かつ、大阪府知事の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第9章 雑則

(委任)

第42条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の設立許可があった日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和61年4月以降に開催される最初の総会の終了日までとする。

3. この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第35条および第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4. この法人の設立初年度の会計年度は、第38条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和61年31日までとする。

(附則の変更例)

附則

1. この定款は、この法人の名称変更の許可があった日から施行する。